

# 愛知県地域防災計画

## (原子力災害対策計画)

### 新旧対照表 (案)



原子力災害対策計画編

頁	現 行 (平成 26 年 5 月修正)	改 正 案	改正理由																																																										
	<p>第 1 編 総則</p> <p>第 2 編 災害予防 第 1 章 放射性物質災害予防対策 第 2 章 原子力災害予防対策 第 1 節～第 13 節 (略) (追加)</p> <p>第 3 編 災害応急対策</p> <p>第 4 編 災害復旧</p> <p>付録</p>	<p>第 1 編 総則</p> <p>第 2 編 災害予防 第 1 章 放射性物質災害予防対策 第 2 章 原子力災害予防対策 第 1 節～第 13 節 (略) 第 14 節 県外からの避難者の受入に関する事前調整</p> <p>第 3 編 災害応急対策</p> <p>第 4 編 災害復旧</p> <p>付録</p>	構成の整理																																																										
1	<p>第 1 編 総則</p> <p>第 1 章 計画の目的・方針</p> <p>第 2 節 計画の性格及び基本方針</p> <p>地域防災計画－原子力災害対策計画－ (1) この計画は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 4 0 条の規定に基づき、愛知県防災会議が愛知県の地域に係る防災計画として作成する「愛知県地域防災計画」の「原子力災害対策計画」編として、原子力災害等に対処すべき措置事項を中心に定めるものであり、この計画に定めのない事項については、原則として「風水害等災害対策計画」編、又は「地震災害対策計画」編によるものとする。 (略)</p>	<p>第 1 編 総則</p> <p>第 1 章 計画の目的・方針</p> <p>第 2 節 計画の性格及び基本方針</p> <p>地域防災計画－原子力災害対策計画－ (1) この計画は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 4 0 条の規定に基づき、愛知県防災会議が愛知県の地域に係る防災計画として作成する「愛知県地域防災計画」の「原子力災害対策計画」編として、原子力災害等に対処すべき措置事項を中心に定めるものであり、この計画に定めのない事項については、原則として「風水害等災害対策計画」編、又は「<u>地震・津波災害対策計画</u>」編によるものとする。 (略)</p>	誤記修正																																																										
3	<p>第 4 節 災害の想定 (略)</p> <p>(2) 原子力災害 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力発電所 又は原子炉施設 名</th> <th>事業者名</th> <th>所在地</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜岡原子力発電所</td> <td>中部電力株式会社</td> <td>(略)</td> <td>BWR：5 基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>美浜発電所</td> <td rowspan="3">関西電力株式会社</td> <td>(略)</td> <td>PWR：3 基</td> </tr> <tr> <td>大飯発電所</td> <td>(略)</td> <td>PWR：4 基</td> </tr> <tr> <td>高浜発電所</td> <td>(略)</td> <td>PWR：4 基</td> </tr> <tr> <td>敦賀発電所</td> <td>日本原子力発電株式会社</td> <td>(略)</td> <td>BWR：1 基 PWR：1 基</td> </tr> <tr> <td>高速増殖炉研究 開発センター(もんじゅ)</td> <td rowspan="2">独立行政法人日本 原子力研究開発機構</td> <td>(略)</td> <td>FBR：1 基</td> </tr> <tr> <td>原子炉廃止措置 研究開発センター(ふげん)</td> <td>(略)</td> <td>ATR：1 基<sup>※2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	原子力発電所 又は原子炉施設 名	事業者名	所在地	摘要	浜岡原子力発電所	中部電力株式会社	(略)	BWR：5 基 <sup>※1</sup>	美浜発電所	関西電力株式会社	(略)	PWR：3 基	大飯発電所	(略)	PWR：4 基	高浜発電所	(略)	PWR：4 基	敦賀発電所	日本原子力発電株式会社	(略)	BWR：1 基 PWR：1 基	高速増殖炉研究 開発センター(もんじゅ)	独立行政法人日本 原子力研究開発機構	(略)	FBR：1 基	原子炉廃止措置 研究開発センター(ふげん)	(略)	ATR：1 基 <sup>※2</sup>	<p>第 4 節 災害の想定 (略)</p> <p>(2) 原子力災害 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力発電所 又は原子炉施設 名</th> <th>事業者名</th> <th>所在地</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜岡原子力発電所</td> <td>中部電力株式会社</td> <td>(略)</td> <td>BWR：5 基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>美浜発電所</td> <td rowspan="3">関西電力株式会社</td> <td>(略)</td> <td>PWR：3 基<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>大飯発電所</td> <td>(略)</td> <td>PWR：4 基</td> </tr> <tr> <td>高浜発電所</td> <td>(略)</td> <td>PWR：4 基</td> </tr> <tr> <td>敦賀発電所</td> <td>日本原子力発電株式会社</td> <td>(略)</td> <td>BWR：1 基<sup>※3</sup> PWR：1 基</td> </tr> <tr> <td>高速増殖炉研究 開発センター(もんじゅ)</td> <td rowspan="2">国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構</td> <td>(略)</td> <td>FBR：1 基</td> </tr> <tr> <td>原子炉廃止措置 研究開発センター(ふげん)</td> <td>(略)</td> <td>ATR：1 基<sup>※4</sup></td> </tr> </tbody> </table>	原子力発電所 又は原子炉施設 名	事業者名	所在地	摘要	浜岡原子力発電所	中部電力株式会社	(略)	BWR：5 基 <sup>※1</sup>	美浜発電所	関西電力株式会社	(略)	PWR：3 基 <sup>※2</sup>	大飯発電所	(略)	PWR：4 基	高浜発電所	(略)	PWR：4 基	敦賀発電所	日本原子力発電株式会社	(略)	BWR：1 基 <sup>※3</sup> PWR：1 基	高速増殖炉研究 開発センター(もんじゅ)	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	(略)	FBR：1 基	原子炉廃止措置 研究開発センター(ふげん)	(略)	ATR：1 基 <sup>※4</sup>	組織名の変更
原子力発電所 又は原子炉施設 名	事業者名	所在地	摘要																																																										
浜岡原子力発電所	中部電力株式会社	(略)	BWR：5 基 <sup>※1</sup>																																																										
美浜発電所	関西電力株式会社	(略)	PWR：3 基																																																										
大飯発電所		(略)	PWR：4 基																																																										
高浜発電所		(略)	PWR：4 基																																																										
敦賀発電所	日本原子力発電株式会社	(略)	BWR：1 基 PWR：1 基																																																										
高速増殖炉研究 開発センター(もんじゅ)	独立行政法人日本 原子力研究開発機構	(略)	FBR：1 基																																																										
原子炉廃止措置 研究開発センター(ふげん)		(略)	ATR：1 基 <sup>※2</sup>																																																										
原子力発電所 又は原子炉施設 名	事業者名	所在地	摘要																																																										
浜岡原子力発電所	中部電力株式会社	(略)	BWR：5 基 <sup>※1</sup>																																																										
美浜発電所	関西電力株式会社	(略)	PWR：3 基 <sup>※2</sup>																																																										
大飯発電所		(略)	PWR：4 基																																																										
高浜発電所		(略)	PWR：4 基																																																										
敦賀発電所	日本原子力発電株式会社	(略)	BWR：1 基 <sup>※3</sup> PWR：1 基																																																										
高速増殖炉研究 開発センター(もんじゅ)	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	(略)	FBR：1 基																																																										
原子炉廃止措置 研究開発センター(ふげん)		(略)	ATR：1 基 <sup>※4</sup>																																																										
5	<p>※1：浜岡原子力発電所の 1 号機及び 2 号機は廃炉措置作業中 (追加) (追加)</p> <p>※2：これらの施設で事故が発生した場合を想定し、国等が行ったシミュレーション結果を計画の策定にあたり参考とした。</p> <p>◆ 附属資料第 13「県外の原子力発電所等の位置関係」</p>	<p>※1：浜岡原子力発電所の 1 号機及び 2 号機は廃炉措置作業中 ※2：美浜発電所の 1 号機及び 2 号機は廃炉に向けた手続中 ※3：敦賀発電所の 1 号機は廃炉に向けた手続中 ※2：原子炉廃止措置研究開発センターふげんは、廃炉措置作業中であり、原子炉から燃料体を搬出し、原子炉としての機能はない。 ※4：これらの施設で事故が発生した場合を想定し、国等が行ったシミュレーション結果を計画の策定にあたり参考とした。</p> <p>◆ 附属資料第 13「県外の原子力発電所等の位置関係」</p>	美浜発電所 1 号機、2 号機、敦賀発電所 1 号機の廃炉決定																																																										
7	<p>表 1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等 別紙 1 参照</p>	<p>表 1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等 別紙 1 参照</p>	原子力災害対策指針の改定																																																										
8	<p>図 1 防護措置実施のフロー図の例 別紙 1 参照</p>	<p>図 1 防護措置実施のフロー図の例 別紙 2 参照</p>																																																											
21	<p>表 2 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて 別紙 1 参照</p> <p>表 3 OIL と防護措置について 別紙 1 参照</p>	<p>表 2 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて 別紙 3 参照</p> <p>表 3 OIL と防護措置について 別紙 4 参照</p>																																																											
26	<p>第 2 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>5 指定公共機関（原子力事業者を除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、株式会社 NTT</td> <td>事故発生直後の輻輳対策措置を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)	(略)	西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、株式会社 NTT	事故発生直後の輻輳対策措置を行う。	<p>第 2 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>5 指定公共機関（原子力事業者を除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケー</td> <td>事故発生直後の輻輳対策措置を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)	(略)	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケー	事故発生直後の輻輳対策措置を行う。	指定公共機関の追																																														
機関名	内容																																																												
(略)	(略)																																																												
西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、株式会社 NTT	事故発生直後の輻輳対策措置を行う。																																																												
機関名	内容																																																												
(略)	(略)																																																												
西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケー	事故発生直後の輻輳対策措置を行う。																																																												

原子力災害対策計画編

	ドコモ	ションズ株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社		加												
30	<p><b>第2章 原子力災害予防対策</b>  <b>第1節 原子力事業者との連携</b>          県は、中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下、「4原子力事業者」という。)と連携して、他の防災関係機関に適宜情報提供を行う。          (略)</p>	<p><b>第2章 原子力災害予防対策</b>  <b>第1節 原子力事業者との連携</b>          県は、中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下、「4原子力事業者」という。)と連携して、他の防災関係機関に適宜情報提供を行う。          (略)</p>		組織名の変更												
30	<p><b>第2節 情報の収集・連絡体制等の整備</b>          県は、国、隣接県、市町村、原子力発電所等が所在する県(以下「所在県」という。)、原子力事業者、その他防災関係機関と核燃料物質等や原子力災害に関する原子力防災の基礎知識の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。  <b>1 県と関係機関相互の連携体制の整備</b>          (略)          特に、原子力規制庁との間においては、平常時からの連絡・調整窓口の確認、意見交換等を行う。</p>	<p><b>第2節 情報の収集・連絡体制等の整備</b>          県は、国、隣接県、市町村、原子力発電所等が所在する県(以下「所在県」という。)、原子力事業者、その他防災関係機関と核燃料物質等や原子力災害に関する原子力防災の基礎知識の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。  <b>1 県と関係機関相互の連携体制の整備</b>          (略)          特に、<u>内閣府及び原子力規制庁</u>との間においては、平常時からの連絡・調整窓口の確認、意見交換等を行う。</p>		国の体制変更												
32	<p><b>第8節 健康被害防止に係る整備</b>  <b>3 放射線防護資機材等の保有状況等の把握</b>          県及び市町村は、核燃料物資等に対する防災対策を円滑に実施するため、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努めることとする。  <b>4 スクリーニング及び人体の除染の実務主体の調整</b>          県及び市町村は、スクリーニング及び人体の除染が迅速に実施できるように、<u>実務主体の調整</u>を図る。          (追加)</p>	<p><b>第8節 健康被害防止に係る整備</b>  <b>3 放射線防護資機材等の保有状況等の把握</b>          県及び市町村は、核燃料物資等に対する防災対策を円滑に実施するため、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努める。  <b>4 スクリーニング及び人体の除染の体制の整備</b>          県及び市町村は、スクリーニング及び人体の除染が迅速に実施できるように、<u>体制の整備</u>を図る。  <b>5 医療総括責任者の配置</b>  <u>県は、災害時に、被ばくに係る傷病者の搬送先の指示等を行う医療総括責任者をあらかじめ定めておく。</u></p>		表記の整理 対策の整理 対策の追加												
33	<p><b>第10節 県民等への的確な情報伝達体制の整備</b>          (1)～(4) (略)          (5) 県は、テレビ放送局、ラジオ放送局、コミュニティ放送局、FM電波を利用した文字多重放送、ホームページ(インターネット)、広報用電光掲示板、CATV、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。</p>	<p><b>第10節 県民等への的確な情報伝達体制の整備</b>          (1)～(4) (略)          (5) 県は、<u>災害情報共有システム(Lアラート)</u>の活用などテレビ放送局、ラジオ放送局、コミュニティ放送局、FM電波を利用した文字多重放送、ホームページ(インターネット)、広報用電光掲示板、CATV、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。</p>		対策の追加												
34	(追加)	<p><b>第14節 県外からの避難者の受入に関する事前調整</b>  <u>県は、避難元都道府県の要請に基づき、県外からの避難者の受入れが円滑に行われるよう、事前に受入れ体制の調整に努めるものとする。</u></p>		対策の追加												
36	<p><b>第3編 災害応急対策</b>  <b>第1章 活動態勢(組織の動員配備)</b>  <b>第1節 県災害対策本部の設置・運営</b>  <b>1 県災害対策本部の設置</b>          (1) (略)          (2) 設置場所          本部は、<u>県本庁舎6階</u>の災害対策本部室に設置する。  <b>3 災害情報センターの立ち上げ</b>          (略)          災害情報センターは、<u>県本庁舎6階</u>の災害情報センター室に設置する。</p>	<p><b>第3編 災害応急対策</b>  <b>第1章 活動態勢(組織の動員配備)</b>  <b>第1節 県災害対策本部の設置・運営</b>  <b>1 県災害対策本部の設置</b>          (1) (略)          (2) 設置場所          本部は、<u>県自治センター6階</u>の災害対策本部室に設置する。  <b>3 災害情報センターの立ち上げ</b>          (略)          災害情報センターは、<u>県自治センター6階</u>の災害情報センター室に設置する。</p>		本部室の移転 災害情報センター室の移転												
46	<p><b>第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策</b>  <b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ</td> <td>第14節 輻射対策</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)	(略)	西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ	第14節 輻射対策	<p><b>第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策</b>  <b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>、<u>ションズ株式会社</u>、<u>KDD I 株式会社</u>、<u>株式会社NTTドコモ</u>、<u>ソフトバンクモバイル株式会社</u></td> <td>第14節 輻射対策</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)	(略)	西日本電信電話株式会社、 <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> 、 <u>ションズ株式会社</u> 、 <u>KDD I 株式会社</u> 、 <u>株式会社NTTドコモ</u> 、 <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>	第14節 輻射対策		指定公共機関の追加
機関名	内容															
(略)	(略)															
西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ	第14節 輻射対策															
機関名	内容															
(略)	(略)															
西日本電信電話株式会社、 <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> 、 <u>ションズ株式会社</u> 、 <u>KDD I 株式会社</u> 、 <u>株式会社NTTドコモ</u> 、 <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>	第14節 輻射対策															
50	<p><b>第14節 輻射対策</b>          西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社及び株式会社NTTドコモは、事故発生報道後の輻射対策措置を講じるものとする。</p>	<p><b>第14節 輻射対策</b>          西日本電信電話株式会社、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>、<u>KDD I 株式会社</u>、<u>株式会社NTTドコモ</u>及び<u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>は、事故発生報道後の輻射対策措置を講じるものとする。</p>		指定公共機関の追加												

<p>52</p> <p>53</p> <p>54</p> <p>56</p> <p>59</p> <p>60</p> <p>65</p>	<p>第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社、KDD I株式会社、株式会社NTTドコモ</td> <td>第15節 輻輳対策</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>3 国、所在県及び隣接県との連携</p> <p>(略)</p> <p>特に、原子力規制庁との間においては、県内の応急対策活動の状況等を随時連絡するとともに、必要な指示を受けるなど、相互の連携を密にするものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>県は、国及び原子力事業者等が実施し、オフサイトセンターに集約された緊急時のモニタリングの結果を収集するとともに、環境放射線調査におけるモニタリングを強化し、その調査結果を速やかに関係機関、関係市町村等に連絡し、あわせて県民等に情報提供する。</p> <p>また、モニタリングの測定データに高い値が見受けられた場合には、県は、関係市町村と連携して可搬型測定機器により一般環境中の空間放射線量率の測定を実施するなど監視体制を強化する。また、その調査結果についても、速やかに関係機関等に連絡するとともに県民等に情報提供する。</p> <p>(追加)</p> <p>第7節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>2 広域避難活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国等からの指示に基づき、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた市町村（以下「要避難市町村」という。）は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。</p> <p>県は、必要に応じて避難先及び輸送ルート<sup>1</sup>の調整を行う。</p> <p>3 屋内退避、避難を勧告又は指示した区域における交通規制及び立入制限等の措置</p> <p>県は、市町村長が国等からの指示に基づき屋内退避、避難を勧告又は指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。</p> <p>第15節 輻輳対策</p> <p>西日本電信電話株式会社、KDD I株式会社及び株式会社NTTドコモは、事故等発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。</p> <p>第16節 県外からの避難者の受入れ</p> <p>1 避難者の受入れ</p> <p>県は、県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）から協議を受けたときは、次の対応を行う。</p> <p>(略)</p> <p>付録</p> <p>今後原子力災害対策計画において検討を行うべき課題</p> <p>○原子力災害事前対策の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用発電用原子炉以外の緊急事態区分及びEALの在り方</li> <li>・ (略)</li> <li>・ ブルームの影響を考慮したPPAの導入や実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域の範囲</li> </ul> <p>○緊急時モニタリングの在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方、防護措置の実施方策に対応した緊急時モニタリングの在り方及び情報の集約・評</li> </ul>	機関名	内容	(略)	(略)	西日本電信電話株式会社、KDD I株式会社、株式会社NTTドコモ	第15節 輻輳対策	<p>第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社</td> <td>第15節 輻輳対策</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>3 国、所在県及び隣接県との連携</p> <p>(略)</p> <p>特に、内閣府及び原子力規制庁との間においては、県内の応急対策活動の状況等を随時連絡するとともに、必要な指示を受けるなど、相互の連携を密にするものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>(1) 県は、国及び原子力事業者等が実施し、オフサイトセンターに集約された緊急時のモニタリングの結果を収集するとともに、環境放射線調査におけるモニタリングを強化し、その調査結果を速やかに関係機関、関係市町村等に連絡し、あわせて県民等に情報提供する。</p> <p>また、モニタリングの測定データに高い値が見受けられた場合には、県は、関係市町村と連携して可搬型測定機器により一般環境中の空間放射線量率の測定を実施するなど監視体制を強化する。また、その調査結果についても、速やかに関係機関等に連絡するとともに県民等に情報提供する。</p> <p>(2) 県は、モニタリング結果の公表にあたっては、県民等に的確な情報提供を行うため、測定結果の妥当性に留意するものとする。</p> <p>第7節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>2 広域避難活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国等からの指示に基づき、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた市町村（以下「要避難市町村」という。）は、他の市町村に対し避難所の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。</p> <p>県は、必要に応じて避難先及び輸送ルート<sup>1</sup>の調整を行う。</p> <p>3 屋内退避、避難を勧告又は指示した区域における立入制限等の措置</p> <p>県は、市町村長が国等からの指示に基づき屋内退避、避難を勧告又は指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。</p> <p>第15節 輻輳対策</p> <p>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I株式会社、株式会社NTTドコモ及びソフトバンクモバイル株式会社は、事故等発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。</p> <p>第16節 県外からの避難者の受入れ</p> <p>1 避難者の受入れ</p> <p>県外からの避難者の受入れは、避難元都道府県と調整した避難計画等によることとするが、それによりがたい場合には、次の対応を行う。</p> <p>(略)</p> <p>付録</p> <p>今後原子力災害対策計画において検討を行うべき課題</p> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用発電用原子炉以外の原子力施設に係る緊急事態区分及びEALの在り方</li> <li>・ (略)</li> </ul> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方、防護措置の実施方策に対応した緊急時モニタリングの在り方及び情報の集約・評</li> </ul>	機関名	内容	(略)	(略)	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社	第15節 輻輳対策	<p>指定公共機関の追加</p> <p>国の体制変更</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>指定公共機関の追加</p> <p>対策の整理</p> <p>原子力災害対策指針の改定</p> <p>原子力災害対策指針の改定</p>
機関名	内容														
(略)	(略)														
西日本電信電話株式会社、KDD I株式会社、株式会社NTTドコモ	第15節 輻輳対策														
機関名	内容														
(略)	(略)														
西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社	第15節 輻輳対策														

原子力災害対策計画編

<p>価値等</p> <p>○緊急被ばく医療の在り方</p> <p>・ブルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準の整備、屋内退避等の防護措置との併用の在り方等</p> <p>・スクリーニング及び人体の除染の実務主体の調整</p> <p>(傷病者(治療が必要な放射線被ばく者を含む)に対するスクリーニング及び除染と傷病者(治療が必要な放射線被ばく者を含む)以外に対するスクリーニング及び除染の実務主体の調整)</p> <p>・ (略)</p> <p>○東京電力福島第一原子力発電所事故への対応</p> <p>・ (略)</p> <p>・除染・健康管理等の在り方、特定原子力施設指定を受けたことによるリスク評価等を踏まえた、原子力災害対策上留意すべき事項、町外コミュニティができた場合の災害対策の在り方等</p> <p>○地域住民との情報共有等の在り方</p> <p>・ (略)</p> <p>・ (略)</p> <p>○県外からの避難者の受入れ</p> <p>・所在県及び隣接県との連携・調整(スクリーニング及び人体の除染の実施主体を含む)</p> <p>・避難先及び侵入ルート等の運用面の調整</p> <p>※下線は、原子力規制委員会(原子力災害対策指針)における今後の検討課題</p>	<p>価値等</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>・ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>・ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>・ (略)</p> <p>・ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>・県外からの避難者の受入れに係る、避難先及び進入ルート等の調整</p> <p>※下線は、原子力規制委員会(原子力災害対策指針)における今後の検討課題</p>	<p>原子力災害対策指針の改定 課題の整理</p> <p>原子力災害対策指針の改定</p> <p>表記の整理 誤記修正</p>
---	--	---



原子力事業者、国、地方公共団体が探ることを想定される措置等(1/2)

表1

注)本イメージは各主体の一般的な行動を示してあり、各地域においては、地域の特性等に依り、防衛措置に係る各主体の行動とすることがある。

調査対象	PAZ(半径5-30km)		UPZ(半径30-50km)		UPZ外(半径50km以上)	
	体制整備	情報提供	体制整備	情報提供	体制整備	情報提供
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>職員参画・連絡体制の構築</li> </ul> </li> <li>情報提供                             <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への情報提供</li> <li>緊急時モニタリングの強化</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>職員参画・連絡体制の構築</li> <li>自治体への参画要請</li> </ul> </li> <li>情報提供                             <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への情報提供</li> <li>緊急時モニタリングの強化</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>職員参画・連絡体制の構築</li> <li>自治体への参画要請</li> </ul> </li> <li>情報提供                             <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への情報提供</li> <li>緊急時モニタリングの強化</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>職員参画・連絡体制の構築</li> <li>自治体への参画要請</li> </ul> </li> <li>情報提供                             <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への情報提供</li> <li>緊急時モニタリングの強化</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>職員参画・連絡体制の構築</li> <li>自治体への参画要請</li> </ul> </li> <li>情報提供                             <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への情報提供</li> <li>緊急時モニタリングの強化</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>職員参画・連絡体制の構築</li> <li>自治体への参画要請</li> </ul> </li> <li>情報提供                             <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への情報提供</li> <li>緊急時モニタリングの強化</li> </ul> </li> </ul>
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>職員参画・連絡体制の構築</li> <li>自治体への参画要請</li> </ul> </li> <li>情報提供                             <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への情報提供</li> <li>緊急時モニタリングの強化</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>職員参画・連絡体制の構築</li> <li>自治体への参画要請</li> </ul> </li> <li>情報提供                             <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への情報提供</li> <li>緊急時モニタリングの強化</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>職員参画・連絡体制の構築</li> <li>自治体への参画要請</li> </ul> </li> <li>情報提供                             <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への情報提供</li> <li>緊急時モニタリングの強化</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>職員参画・連絡体制の構築</li> <li>自治体への参画要請</li> </ul> </li> <li>情報提供                             <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への情報提供</li> <li>緊急時モニタリングの強化</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>職員参画・連絡体制の構築</li> <li>自治体への参画要請</li> </ul> </li> <li>情報提供                             <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への情報提供</li> <li>緊急時モニタリングの強化</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>職員参画・連絡体制の構築</li> <li>自治体への参画要請</li> </ul> </li> <li>情報提供                             <ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>自治体への情報提供</li> <li>緊急時モニタリングの強化</li> </ul> </li> </ul>

※1…モニタリングに関しては、さらに検討を行った上で記載を追加・修正する。



原子力事業者、国、地方公共団体が取るべき規定される措置等(2/2)

注)本イメージは各主体の一般的な行動を示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		PA2(半径25km)※2			UP2(半径30km)			UP2R(半径30km)		
		情報提供	規制措置	防護措置	情報提供	規制措置	防護措置	情報提供	規制措置	防護措置
		モニタリング※1	モニタリング※1	モニタリング※1	モニタリング※1	モニタリング※1	モニタリング※1	モニタリング※1	モニタリング※1	モニタリング※1
O11	原子力事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国	-	-	-	-	-	-	-	-	-
O12	原子力事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国	-	-	-	-	-	-	-	-	-
O13	原子力事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※2...緊急事態区分の全国緊急事態においてPA2内は避難を実施していることが前提。



表1 原子力事業者、国、地方公共団体が取ることを想定される措置等(1/2)

注)本イメージは各主体の一般的な行動を提示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

防護措置	PAZ(半径50km)			UPZ(半径30km)			LPZ(半径10km)			
	情報提供	体制整備	モニタリング	情報提供	体制整備	モニタリング	情報提供	体制整備	モニタリング	
原子力事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時参加</li> <li>・情報収集・連絡体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時参加</li> <li>・情報収集・連絡体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時モニタリングの強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時参加</li> <li>・情報収集・連絡体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時参加</li> <li>・情報収集・連絡体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時モニタリングの強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時参加</li> <li>・情報収集・連絡体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時参加</li> <li>・情報収集・連絡体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時参加</li> <li>・情報収集・連絡体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時参加</li> <li>・情報収集・連絡体制の構築</li> </ul>
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> </ul>
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> <li>・緊急時参加</li> </ul>

防護措置の概要

（原注）1 5 全国緊急事態の発生に際しては、各主体において、各地域において、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

原子力事業者、国、地方公共団体が取ることを想定される措置等(2/2)

注)本イメージは各主体の一体的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとりとます。

防護措置	PAZ(半径30m)※1		UPZ(半径5~30km)		UPZ外(半径30km+)	
	情報提供	モニタリング	情報提供	モニタリング	情報提供	モニタリング
O1-1	原子力事業者	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-
放射能山陰をスクリーニング	原子力事業者	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-
O1-4	原子力事業者	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-
O1-2	原子力事業者	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-
O1-6	原子力事業者	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-

※1…緊急事態発生時の全面緊急事態においてPAZ内は避難を義務していることが前提。

図1 防護措置実施のフローの例

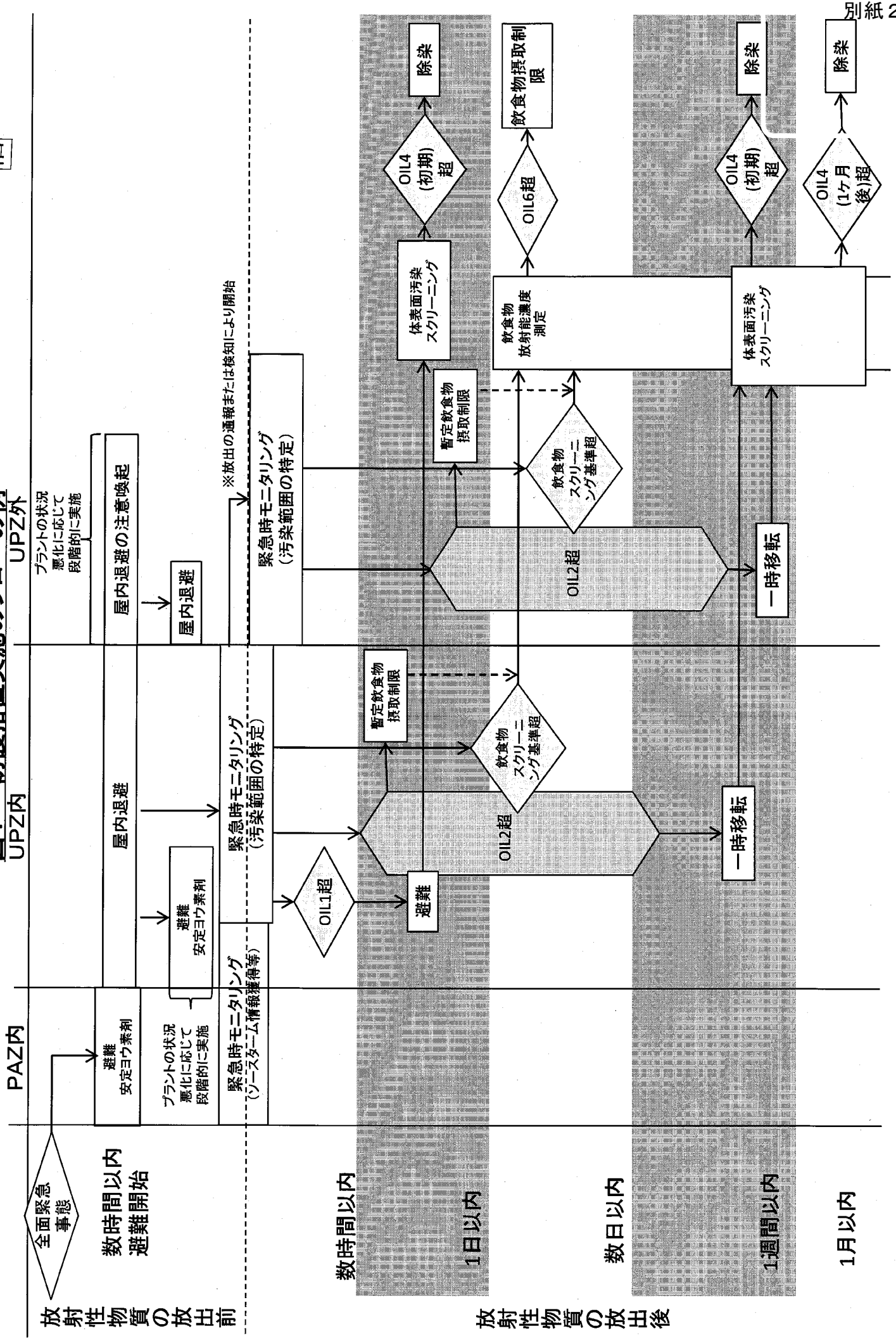
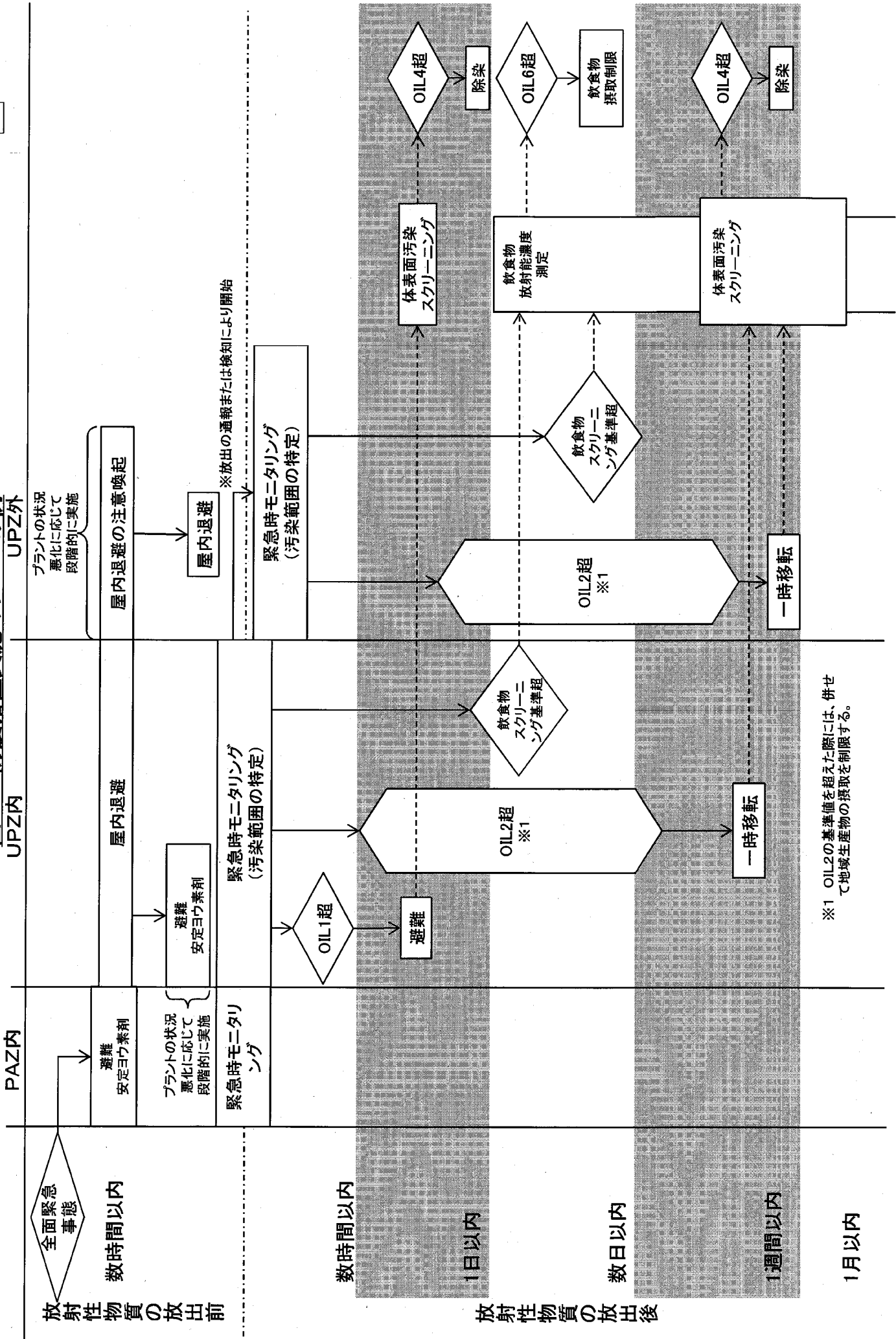


図1 防護措置実施のフローの例



※1 OIL2の基準値を超えた際には、併せて地域生産物の摂取を制限する。

## 原子力等災害対策計画編

## (旧) 表 2 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて

1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

施設敷地緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

全面緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

2.・3. (略)



## 原子力等災害対策計画編

4. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉施設（照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

全面緊急事態に該当するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

## 原子力等災害対策計画編

5. 原子炉（1. ～4. に掲げる原子炉を除く。）

・・・原子炉容器内に核燃料物質が存在しない場合であって、使用済燃料プールに新燃料のみが保管されている原子炉及び使用済燃料プール内の照射済燃料集合体が十分な期間冷却されているものとして原子力規制委員会が定めた原子炉等。

警戒事態に該当するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	(略)

施設敷地緊急事態に該当するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出し、又は放出するおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	(略)

全面緊急事態に該当するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出し、又は放出するおそれがあり、原子力事業所周辺にの住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	(略)



## 原子力等災害対策計画編

(新) 表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、規制法第64条の2第1項の規定により特定原子力施設として指定され、同条第4項の規定により平成24年11月15日においてその旨を公示された原子炉施設（以下「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設」という。）のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

2.・3. (略)

## 原子力等災害対策計画編

4. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態に該当するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① <u>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</u></p> <p>② <u>当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</u></p> <p>③ <u>当該原子炉施設等立地道府県沿岸において、大津波警報が発令された場合。</u></p> <p>④ <u>オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</u></p> <p>⑤ <u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</u></p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p> <p>避難指示区域においては、一時立入を中止し、避難指示区域に一時立入りしている住民の退去を準備する。</p>

施設敷地緊急事態に該当するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① <u>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</u></p> <p>② <u>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</u></p> <p>③ <u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</u></p>	<p>避難指示区域に一時立入している住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。</p>

全面緊急事態に該当するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① <u>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</u></p> <p>② <u>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</u></p> <p>③ <u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</u></p>	<p>避難指示区域でない区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。</p>

## 原子力等災害対策計画編

5. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉施設（4. 及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

全面緊急事態に該当するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

## 原子力等災害対策計画編

### 6. 原子炉（1. ～5. に掲げる原子炉を除く。）に係る原子炉施設

- ・・・原子炉容器内に核燃料物質が存在しない場合であつて、使用済燃料貯蔵槽内に新燃料のみが保管されている原子炉及び使用済燃料貯蔵槽内の照射済燃料集合体が十分な期間冷却されているものとして原子力規制委員会が定めた原子炉に係る原子炉施設、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合に限る）等。

警戒事態に該当するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① <u>当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</u> ② <u>当該原子炉施設等立地道府県沿岸において、大津波警報が発令された場合。</u> ③ <u>オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</u> ④ <u>原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</u>	(略)

施設敷地緊急事態に該当するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	(略)

全面緊急事態に該当するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺にの住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	(略)

原子力等災害対策計画編

(旧) 表3 O I Lと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000 cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) $\beta$ 線：13,000cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 <sup>※9</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h <sup>※6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※7</sup>	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※8</sup>	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 (略)

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3～※9 (略)

原子力等災害対策計画編

(新) 表3 O I Lと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000 cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) $\beta$ 線：13,000cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 <sup>※9</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h <sup>※6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※7</sup>	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※8</sup>	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 (略)

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3～※9 (略)